

橋北中学校いじめ防止基本方針

■ 1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめとは、「一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに際しては、以下のような、いじめの特質を十分に認識し、未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめが認知された場合は迅速な対応に努める。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、けっして許される行為ではない。
- ・いじめ問題は、被害者の立場に立った対応に努める。
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

■ 2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

本校は、いじめの防止等に関する措置を組織的、実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための中核となる常設の組織「K・Iプロジェクト委員会（橋北中学校いじめ対策委員会）」を置く。

(2) 組織の構成

- 「K・Iプロジェクト委員会（橋北中学校いじめ対策委員会）」
 - ・生徒指導委員会（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）
 - ・スクールカウンセラー ・PTA役員
 - ・学校評議員 ・民生児童委員
- 重大事態への対処時に要請する機関
 - ・津市教育委員会教育研究支援課 ・児童相談所
 - ・警察 等

※必要に応じて学年主任、担任、部活顧問等関係の深い教員を追加する。

(3) 組織の役割

- ・ 橋北中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

■ 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。生徒会活動等でも生徒同士のつながりを深め、お互いの呼びかけや啓発等の活動を行う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることが必要である。ただし、これらの要件を満たしていても、必要に応じ他の事情も考慮して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。面談等を行い、被害生徒および保護者に対して確認をとる。

(5) いじめの認知件数が零の場合について

いじめの認知件数が零であった場合、その事実を生徒や保護者に対して公表し、検証を仰ぐことで漏れがないか確認する。

(6) 生徒の主体的な取組について

生徒がいじめを行わない、いじめを傍観しないよう、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

(7) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進

中学進学後、不登校や問題行動の発生件数が増加する傾向があるため、生徒が学校生活に適応し、誰もが安心して過ごせる環境を確保することで、いじめに関わる事案を未然に防げるように、小学校と中学校の9年間を見通した生徒指導への取り組みを進める。

■ 4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

次の事態を重大事態とする。

①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケース）が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とするが一定期間連続した場合は、その目安にとらわれない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 発生時の対処

①重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告し、調査を行う主体や調査組織についての判断を仰ぐ。

②事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分

に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、津市教育委員会の指導・支援のもと、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などとする。

③保護者に対する調査結果の提供及び報告

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をするよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置をとるよう努める。

④調査結果の報告

調査結果については、津市長に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて津市長に報告する。

■ 5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識

を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進める。

(3) 学校・保護者・地域が一体となった取組

本校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信、学校だよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開し、理解を得ることで、地域や家庭にいじめ問題の重要性の認識を広めるとともに学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるよう、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。

(令和2年1月30日改訂)